

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者が尊厳をもって安心して暮らせる社会に

あなたがいるから わたしがいる。



Stop Elder abuse

「高齢者虐待防止ネットワークさが」啓発ポスター優秀作品 画:兵藤まさし

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止・養護者支援法）」が平成18年4月1日に施行されました。

高齢者虐待は全国的に増加し、佐賀県においても年々増加しています。虐待する方が悪いとは限らず、介護する家族などが心身の疲れや介護によるストレスがたまり、無意識のうちに虐待をしていることもあります。つまり高齢者虐待は、誰にでも起こりうる身近な問題なのです。

高齢者が尊厳をもって安心して暮らせる社会にするために、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支えていきましょう。



佐賀県

高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して
養護者(高齢者を養護する家族、親族、同居人等)や
養介護施設従事者等(介護サービス事業所や介護保険施設・老人福祉施設の職員等)
による次のような行為を高齢者虐待といいます。

身体的虐待

暴力行為などで身体に傷やアザ、
痛みを与える行為

たとえば

- たたく、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与えるなど

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族等が、
介護や世話を放棄するような行為

たとえば

- 食事や水分を与えない
- 劣悪な環境の中で放置する
- 必要な介護サービスや医療を理由なく制限するなど

心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせ
などによって苦痛を与えるような行為

たとえば

- 子供扱いする、怒鳴る
- ののしる、悪口をいうなど

性的虐待

本人の合意もなく性的な
行為を行ったり、わいせつな行為

たとえば

- 排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置するなど

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む
金銭の使用を理由なく制限するような行為

たとえば

- 必要な金銭を渡さない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを
本人の意思・利益に反して使うなど

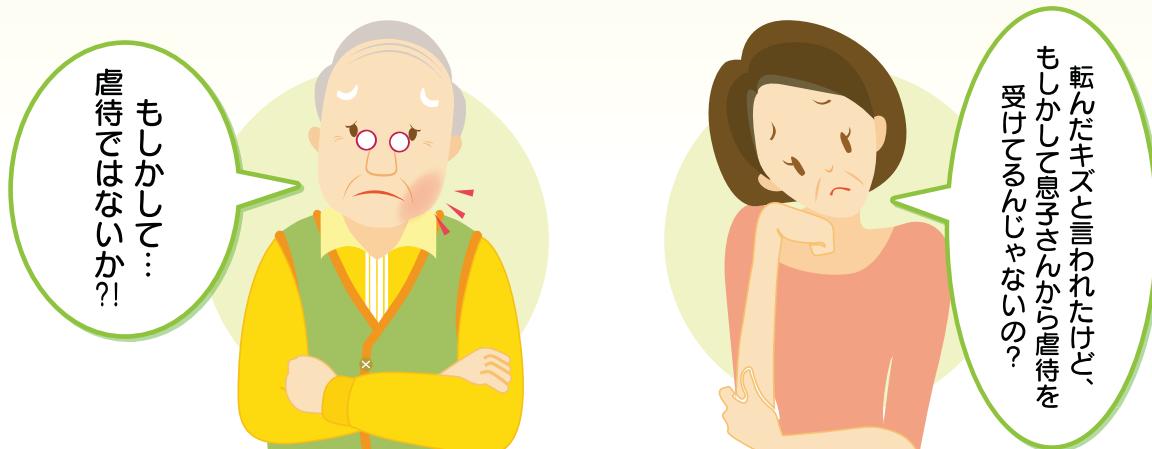
ひとつの虐待が単発で起こる
場合や、複数の虐待が同時に
発生している場合もあります。



高齢者虐待への具体的な対応は？

虐待は身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、
基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことです。

もし、『虐待かも？』と思われる高齢者がおられたら、すぐに、お住まいの市町や
地域包括支援センター（P11～12参照）へ通報またはご相談ください。



こんな場合は、お住まいの市町や地域包括支援センターに通報または
ご相談ください。お知らせいただいた方の秘密は守られます。

高齢者の安全確認・事実確認

通報や相談を受けた市町や地域包括支援センターの職員が、虐待を受けたと思われる高齢者の安
全の確認を行います。安全が確認された後、訪問調査や関係者からの情報収集により虐待かどうか
の事実の確認を行います。

個別ケース会議

市町・地域包括支援センター等の担当者等により、必要な支援について協議・検討します。

関係機関・関係者による支援の実施

関係機関や関係者等によるさまざまな支援を行います。虐待を受けた高齢者に対して、特別養護老人
ホーム等施設への入所や介護保険サービスの導入、見守りなど行います。高齢者だけでなく、虐待
を行った家族等の支援も行います。

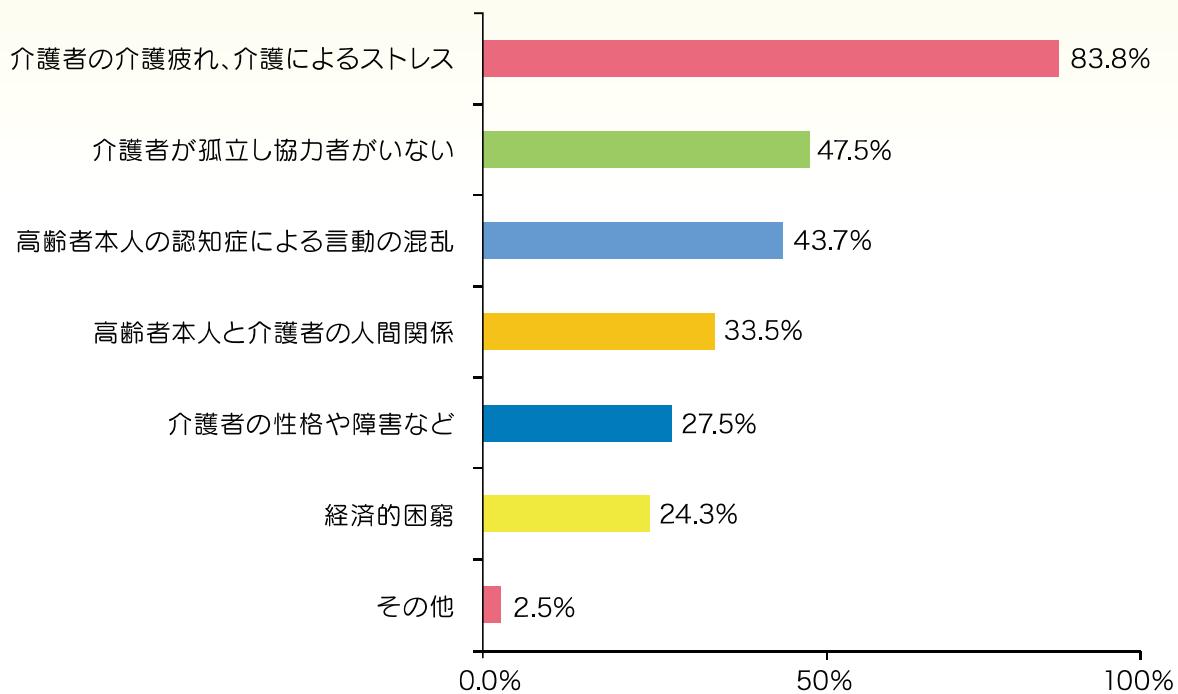
定期的な訪問等によるモニタリング

今の支援が適切であったかどうか支援方法や内容、各機関の役割等を確認し、再度検討します。
虐待が解消され、生活が安定したことが確認されたら、虐待の対応を終了します。

高齢者虐待の起こる背景は？

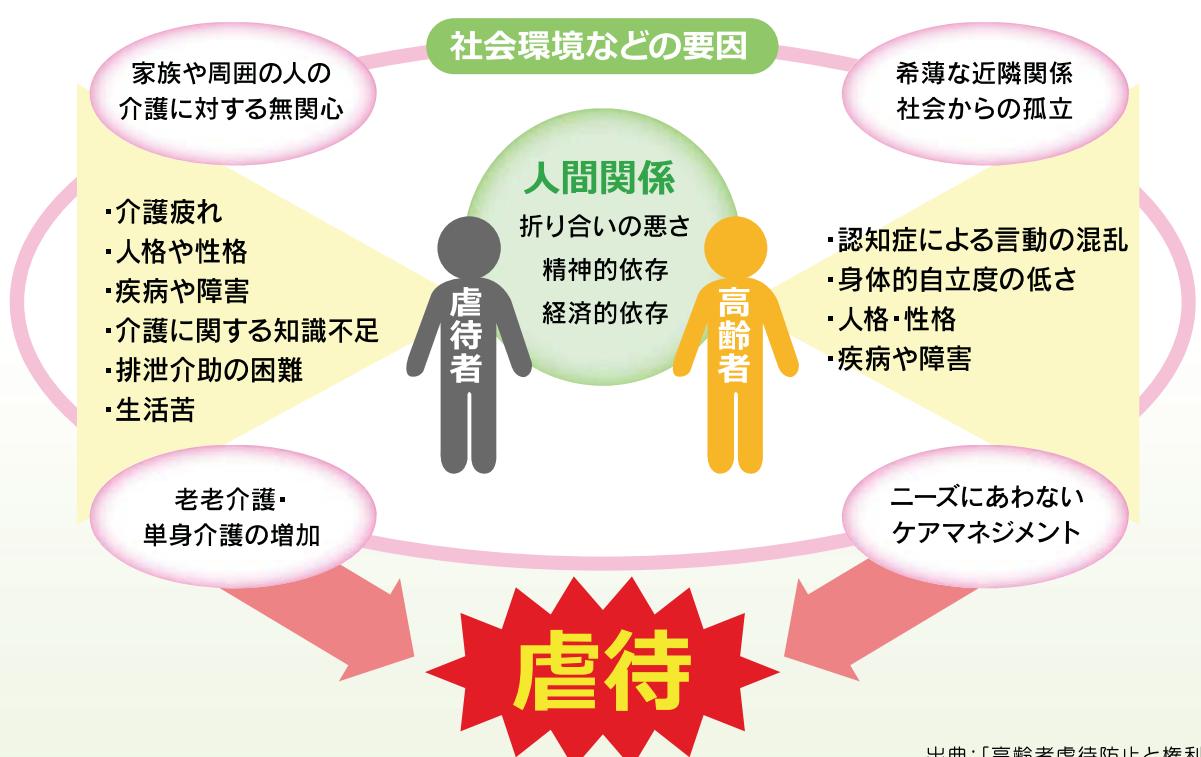
平成21年2月に「高齢者虐待防止ネットワークさが」が行った
在宅介護を行う家族を対象にした調査結果

家庭で高齢者虐待が起きる原因



虐待は、様々な要因が複雑に絡まって発生していると考えられます。

虐待の起きた背景を探り、状況を正確に把握することが大切です。

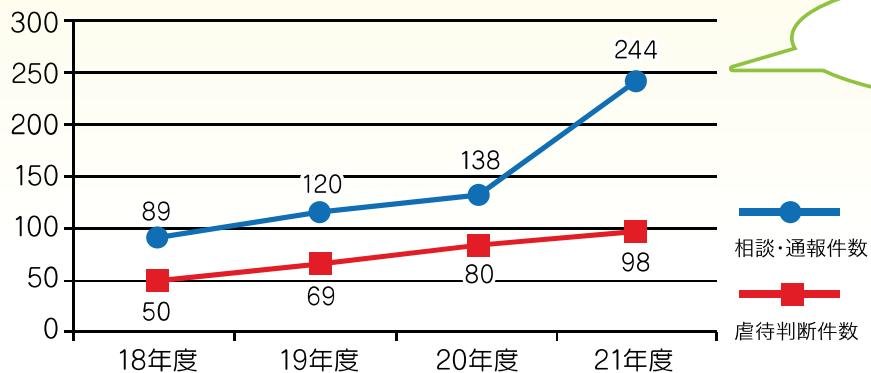


出典：「高齢者虐待防止と権利擁護」
東京都福祉保健局高齢社会対策部

佐賀県内の高齢者虐待の実態は？

※佐賀県内の市町から受けた報告を集計しています。

家族等による在宅での虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数



相談・通報件数及び虐待判断件数ともに年々増加！



平成21年度 家族等による在宅での高齢者虐待の状況 (虐待判断件数98件)

虐待の種類



身体的虐待、経済的虐待の順に多い！複数の虐待が同時に発生していることもあり

虐待を受けた高齢者と家族等の関係



息子が圧倒的に多く、次いで夫からの虐待も多い！



虐待を受けた高齢者の性別及び年齢構成



女性が7割以上、80歳以上が半数を占めている

虐待を受けた高齢者と認知症との関係(介護保険認定者54人)



介護保険の認定を受けた高齢者の8割以上に、なんらかの認知症の症状がみられた！

虐待を受ける割合の高い認知症とは？

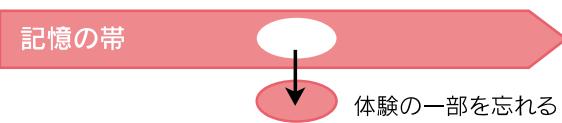
認知症とは、誰にでも起こりうる脳の病気で、いろいろな原因で、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなつたために理解力や判断力などが低下し、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）をいいます。

全国の認知症高齢者の数は2005年には169万人、2015年には250万人になると推計され、佐賀県でも増加しています。

認知症と年相応の物忘れの違い

もの忘れがみられると、認知症かな？と心配しますが、老化にともなう年相応のもの忘れと認知症のもの忘れには、違いがあります。

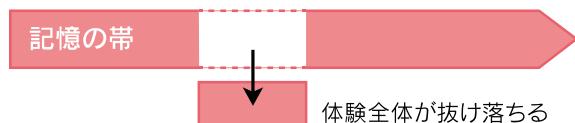
年相応のもの忘れ



- 体験の一部分だけを忘れる
- もの忘れをしたという自覚がある
- 時間や場所、人物までわからなくなることはない
- もの忘れしたことを別の機会に思い出す



認知症のもの忘れ



- 体験そのものを忘れる
- もの忘れをしたという自覚がない
- 時間や場所、人物などがわからなくなることがある
- 思い出せない部分に作り話が混じる



出典：認知症介護研究・研修東京センター資料

認知症の症状

認知症の症状には、「中核症状」と「行動・心理症状」に分けられます。

中核症状

認知症には必ず現れる症状

行動・心理症状

認知症の人の性格・心理状態や家族など周囲の関わり方などが関係し現れるため、人によって症状が違います。周囲の人たちの適切なサポートがあれば、症状を緩和させることができます。

そのため、家族など周囲の人が、認知症の症状や接し方・対応方法について理解したうえで、認知症の人と接することが大切です。

中核症状

(必ず現れる症状)

記憶障害

- 新しいことが覚えられない
- 前のことが思い出せない

見当識障害

- 時間・場所・人物がわからない

判断力低下

- どうしてよいかわからない

実行機能障害

- 料理など手順を踏んで実行する作業ができない

行動・心理症状

(認知症の人の性格・心理状態や周囲の関わり方などが関係し現れるため、人によって違う症状が現れる)

妄想・幻覚

- ものを盗まれたという
- 実際にみえないものが見える

不安・焦燥

- 落ち着かない
- イライラしやすい

食行動異常

- なんでも食べようとする

睡眠覚醒・リズム障害

- 昼と夜が逆転する

抑うつ

- 気持ちが落ち込んでやる気がない

徘徊

- あてもなく歩き回る
- 道に迷う

暴言・暴力・攻撃性

- 大きな声をあげる
- 暴力をふるう

介護抵抗

- 入浴や着替えを嫌がる

認知症介護研究研修仙台センター資料を参考に作成

認知症には早期診断！

認知症は早期診断が大切です。その理由として、①他の病気や一時的な症状の場合があり、治ることもある、②認知症によっては、進行を遅らせる薬もある、③本人自身に考える時間が持て、備えることができる、④家族は、認知症を理解したうえで接することができ、早いうちからの相談やサービスが利用できるなどです。

「認知症では？！」と感じたら、まず、日ごろの様子をご存じであるかかりつけの先生にご相談してみませんか！

認知症を理解しましょう！

県や市町において、県民の方を対象に認知症を理解していただく講座「認知症サポーター養成講座」を開催しています。この講座では、認知症の症状や認知症の人との接し方など60～90分程度受講していただき、受講後、「認知症の人を支援します」という意思を示すオレンジリングが渡されます。

認知症の人は「何もできない」人ではなく、ほんの少しの手助けで、自分でやれることも増えていきます。ぜひ、認知症の人へのちょっとした声かけや見守りなど、お願いします。

「認知症サポーター養成講座」については、各市町や地域包括支援センター(P11～12参照)にお問い合わせください。

虐待が起こらない地域づくりのために！

地域での声かけや見守り、仲間づくりなどを通して、すべての人が安心して暮らせるように、「地域の力」をいかして、虐待を未然に防ぎ、支え合える地域づくりを目指していきましょう！

温かく見守る

新聞が何日もたまっている、
夜なのに部屋の明かりが
つかない→一声かけてみる

あいさつをかわす

日常生活での声かけや
日ごろからの
コミュニケーションなど

地域で仲間づくり

介護知識や介護方法を
教えあう、グチを言える
仲間をもつなど

高齢者虐待発見のためには？

虐待を疑うサインの一例を示します。複数の項目にあてはまると、虐待の疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にもさまざまな「サイン」があることを認識しておいてください。

身体的虐待のサイン	<input type="checkbox"/> 身体に小さなキズが頻繁にみられる。 <input type="checkbox"/> 太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。 <input type="checkbox"/> 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。 <input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮等にキズがある。 <input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。 <input type="checkbox"/> 急におびえたり、恐ろしがったりする。 <input type="checkbox"/> 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。 <input type="checkbox"/> キズやあざの説明のつじつまが合わない。 <input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 <input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。 <input type="checkbox"/> 身体に縛られた跡や拘束された形跡がある。
	<input type="checkbox"/> かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。 <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。 <input type="checkbox"/> 身体を萎縮させる。 <input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。 <input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。 <input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる。 <input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり減ったりする。 <input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
性的虐待のサイン	<input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。 <input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血やキズがみられる。 <input type="checkbox"/> 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 <input type="checkbox"/> 急に怯えたり、恐ろしがったりする。 <input type="checkbox"/> ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。 <input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 <input type="checkbox"/> 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。 <input type="checkbox"/> 理由もなく、入浴や排泄などの介助を突然拒む。 <input type="checkbox"/> 性病にかかっている。 <input type="checkbox"/> 睡眠障害がある。
	<input type="checkbox"/> 年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。 <input type="checkbox"/> 自由に使えるお金がないと訴える。 <input type="checkbox"/> 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。 <input type="checkbox"/> お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。 <input type="checkbox"/> 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりのじよくそう（褥創）ができている。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調、脱水状態、体重減少がある。
- 排泄物の処理がされていない。
- 必要な薬を飲んでいない。
- 必要な器具（めがね、入れ歯、補聴器等）を与えない。
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

家庭の状況にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- 高齢者に面会させない。
- 高齢者に対する質問に養護者が全て答えてしまう。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

地域からのサイン

- 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 家庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- 配食サービス等の食事がとられていない。
- 薬や届けた物が放置されている。
- 道路に座り込んでいたり、徘徊している。

その他のサイン

- 通常の生活行動に不自然な変化がみられる。
- 表情や反応がない。
- ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 睡眠障害がみられる。

出典：世田谷区高齢者虐待対応マニュアル

関連制度の活用とは？

高齢者虐待の被害にあう割合が大きく、また、財産上の不当取引による被害を受けやすい認知症など判断能力が不十分な方のために、次のような制度があります。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議をする必要がある場合、自分でこれらのことを行うことが難しい場合や悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ高齢者が任意後見人选ぶ「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。

法定後見制度

- 補助 日常生活に重大な問題はないが契約内容等の理解が不十分な方
- 保佐 住所・氏名等はわかるが、複雑な計算や合理的な判断ができない方
- 後見 住所・年齢・親族の顔などがわからず、財産管理ができない方

任意後見制度

- 将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ任意後見人となる者との間で任意後見契約を結んでおく



「ご存知ですか 成年後見制度 成年後見登記」(法務局民事局発行)を参考に作成

福祉サービス利用援助事業(佐賀県あんしんサポートセンター)

市町(県)社会福祉協議会が、自ら福祉サービスを利用することや、日常の金銭管理などを行うことが難しい状態にある高齢者等と利用契約を結んで、以下のような福祉サービスを行うものです。

福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスについての情報提供や助言・福祉サービスの利用、または利用をやめるための必要な手続きの援助・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きの援助
日常的な金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none">・銀行預金からの生活費の引き出しの援助・公共料金、家賃、医療費、日用品等の代金の支払い手続き代行の援助・生活費の使い方についての相談
大切な書類の預かり	<ul style="list-style-type: none">・預貯金の通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書、実印などの保管

※利用のご相談については、お住まいの市町社会福祉協議会または佐賀県あんしんサポートセンター(P12参照)にお問い合わせください。

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは？

養介護施設従事者等による、65歳以上の高齢者(介護サービス利用者や介護保険施設・老人福祉施設入所者等)に対しての虐待をいいます。

虐待行為(身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)についてはP1を参照ください。また、緊急やむを得ない場合を除いて、以下のような身体拘束が禁止されています。

身体拘束の具体例

- 徘徊しないよう、車イスやベッドにヒモ等でしばる
- 自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せるなど

養介護施設従事者等とは

養介護施設従事者等とは、養介護施設及び養介護事業に従事する者をいいます。

養介護施設

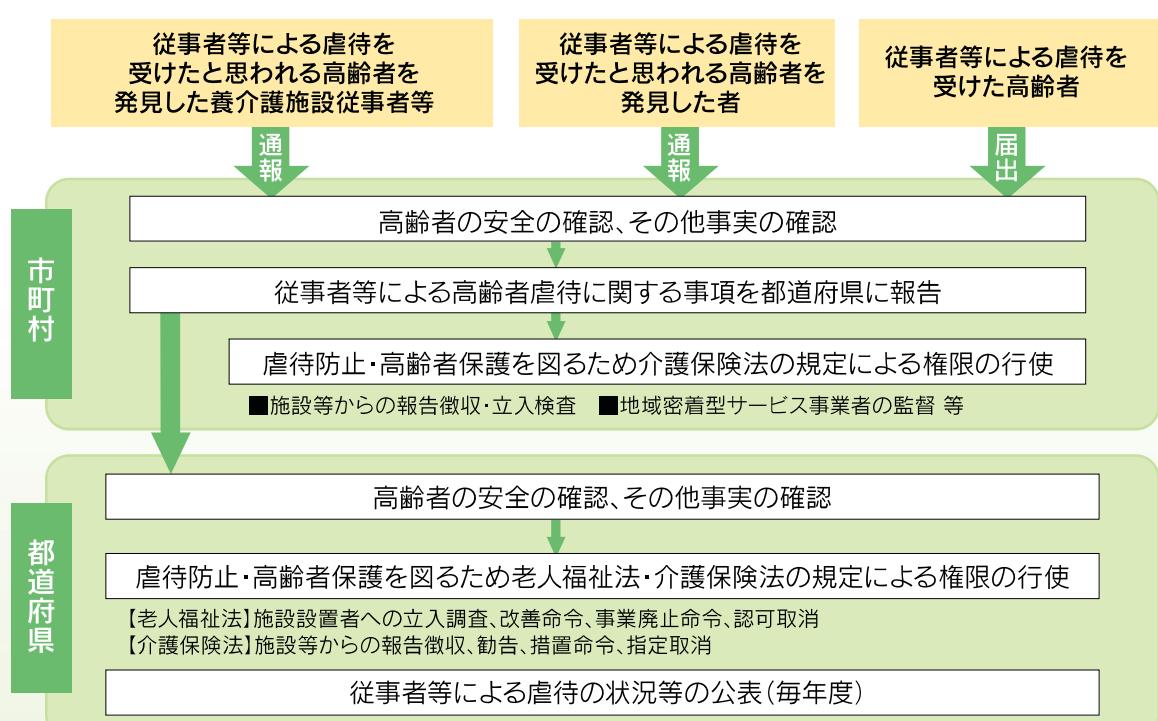
老人福祉法に規定される有料老人ホーム、老人福祉施設、
介護保険法に規定される介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健
施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

養介護事業

老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援
事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等による高齢者虐待かな？」と思われる場合も、お近くの市町や地域包括支援センター(P11~12)に通報またはご相談ください。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



出典:厚生労働省資料

高齢者虐待の通報・相談はお住まいの市町へ

市町名	所管部署名	担当地区	電話番号(直通)
佐賀市	高齢福祉課 地域包括支援係 (佐賀市地域包括支援センター)	勧興・神野	0952-40-7284
	佐賀市城南地域包括支援センター	赤松・北川副	0952-41-5770
	佐賀市昭栄地域包括支援センター	日新・嘉瀬・新栄	0952-41-7500
	佐賀市城東地域包括支援センター	循誘・巨勢・兵庫	0952-33-5294
	佐賀市城西地域包括支援センター	西与賀・本庄	0952-41-8323
	佐賀市城北地域包括支援センター	高木瀬・若楠	0952-20-6539
	佐賀市金泉地域包括支援センター	金立・久保泉	0952-71-8100
	佐賀市鍋島地域包括支援センター	鍋島・開成	0952-97-9040
	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	諸富町・蓮池	0952-47-5164
	佐賀市大和地域包括支援センター	大和町	0952-51-2411
	佐賀市富土地域包括支援センター	富士町	0952-58-2810
	佐賀市三瀬地域包括支援センター	三瀬村	0952-56-2417
	佐賀市川副地域包括支援センター	川副町	0952-97-9034
	佐賀市東与賀地域包括支援センター	東与賀町	0952-45-3238
	佐賀市久保田地域包括支援センター	久保田町	0952-51-3993
唐津市	高齢者支援課 地域包括支援センター	唐津市全域	0955-72-9191
	地域包括支援浜玉サブセンター	浜玉・七山・鏡・久里	0955-53-7056
	地域包括支援相知サブセンター	相知・巖木・北波多	0955-53-7057
	地域包括支援鎮西サブセンター	鎮西・呼子	0955-53-7058
	地域包括支援鎮西サブセンター肥前出張所	肥前	0955-53-7059
鳥栖市	社会福祉課 高齢者福祉係	鳥栖市	0942-85-3554
	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	鳥栖・鳥栖北	0942-81-3113
	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	田代・若葉・基里	0942-82-2041
	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	麓・旭	0942-82-2188
多久市	福祉課 高齢障害者福祉係 (多久市地域包括支援センター)	多久市	0952-75-4823
伊万里市	長寿社会課 地域包括支援センター	伊万里市	0955-23-2155
武雄市	健康課 介護係 (武雄市地域包括支援センター)	武雄市	0954-23-9135
鹿島市	保険健康課 長寿社会係 (鹿島市地域包括支援センター)	鹿島市	0954-63-2120
小城市	福祉課 高齢福祉係	小城市	0952-73-8820
	小城市北部地域包括支援センター	小城町・三日月町	0952-73-2172
	小城市南部地域包括支援センター	牛津町・芦刈町	0952-66-6376

市町名	所管部署名	担当地区	電話番号(代表)
嬉野市	福祉課 地域・高齢者福祉グループ	嬉野市	0954-66-9121
	健康福祉課 地域包括支援センター		0954-42-3306
神埼市	高齢障害課 地域支援係 (神埼市地域包括支援センター)	神埼町	0952-37-0111
	神埼市北部地域包括支援センター	脊振町	0952-59-2005
	神埼市南部地域包括支援センター	千代田町	0952-34-6080
吉野ヶ里町	福祉課 福祉係 (吉野ヶ里町地域包括支援センター)	吉野ヶ里町	0952-37-0344
基山町	健康福祉課 福祉係	基山町	0942-92-7964
	基山地区 地域包括支援センター		0942-81-7039
上峰町	健康福祉課 福祉介護係	上峰町	0952-52-2181
	上峰地区 地域包括支援センター		0952-52-5250
みやき町	みやき町 地域包括支援センター	みやき町	0942-89-3371
玄海町	保健介護課 地域包括支援センター	玄海町	0955-52-2730
有田町	健康福祉課 地域包括支援センター	有田町	0955-43-2196
大町町	保健福祉課 地域包括支援センター	大町町	0952-82-3187
江北町	福祉課 地域包括支援センター	江北町	0952-86-5614
白石町	長寿社会課 地域包括支援センター	白石町	0952-84-7117
太良町	町民福祉課 地域包括支援センター	太良町	0954-67-0718

こころ・認知症の相談

相談機関名	担当地区	電話番号(代表)
佐賀県精神保健福祉センター	県内全域	0952-73-5060
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町	0952-30-1321
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	0942-83-2161
唐津保健福祉事務所	唐津市、玄海町	0955-73-4185
伊万里保健福祉事務所	伊万里市、有田町	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	0954-22-2103

各種相談

相談機関名	相談内容	電話番号(代表)
佐賀県あんしんサポートセンター (佐賀県社会福祉協議会)	福祉サービス利用援助事業(P9参照)	0952-23-2145
(社)認知症の人と家族の会 佐賀県支部(佐賀県保険医協会内)	認知症の介護家族等による認知症の介護 相談等	0952-29-1933 (呼出)
佐賀県介護実習普及センター	介護や福祉用具の相談	0952-31-8655

memo —

地域包括支援センターとは？

「地域包括支援センター」とは、高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、いつまでもお元気で安心して過ごしていただけるよう支援する、介護や健康に関する総合相談窓口です。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者のみなさまを支えます。

気軽に相談してみませんか！！

県内すべての市町に、43か所の地域包括支援センターがあります。(P11~12参照)

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

高齢者の方のご相談をお受けします

- 介護や健康に関する相談に専門職が応じます。
- ご自宅を訪問したり、行政窓口や専門機関と連携して対応します。

より自立した生活ができるよう支援します

- 介護予防のための健康づくりや、「要支援」と認定された方の自立に向けた支援を行います。

高齢者の方の権利を守ります

- 高齢者虐待の早期発見や防止など、高齢者のみなさまの権利を守ります。
- 成年後見制度の紹介や手続きの支援を行います。

暮らしやすい地域づくりに取り組みます

- 行政、医療機関、地域の団体などの関係機関と連携し、高齢者のみなさまを支援します。
- 地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援します。